

(製紙業労働者作業調査)

記載注意事項

- 調査の目的
この調査は、統計年度調査法に基づく年度調査（調査案件No. 特約）として実施し、当該事業における活動内労働者の就業状況や作業内別別に把握し、関係関係有る認識制度上の資料とし、あわせて当該の合理化に資することを目的とします。
- 調査対象
この調査は、右表を参照する事業等（以下「対象」）全部を対象とします。
- 調査期間
この調査は、毎年1月1日を境として、西暦年度について実施して下さい。
- 調査票の提出期日、提出回数および提出先
調査票は、2期作成し、所管労働関係官署に提出する（1、4、7、10月）の翌月10日まで行必要とする期間として下さい。
- 各業に就く労働者
イ、数字は、すべて整数数字を用いて下さい。
ロ、所定による記入は、なるべく正確、かつ必ず所定の方法により記入する場合は所定欄にその旨を明記して下さい。
ハ、記入事項に誤りがあった場合は、その旨調査票裏面に、訂正の必要を述べた場合は、その旨調査票に明記して下さい。
ニ、月末人員とは、月末休業中に出勤した人員を記入して下さい。
ホ、期間労働人員とは、就業時間の制限を問わず期間中に出勤した人員数を調査したものを記入して下さい。
ヘ、長外労働人員とは、調査票（以下「調査票」）の調査票と別記して下さい。
- 作業内別区分
イ、製造作業とは、製造、加工等を完成するための製造、加工、支那などの作業ならびにこれに関連して行われる作業をいいます。
ロ、採掘作業とは、炭田採掘等の採掘作業をいいます。採掘、選別、切り捨て後の製成作業ならびに鉱山での売入などの作業をいいます。
ハ、運輸作業とは、運送および荷役作業に関する作業以外の荷役に関する荷役、搬入、搬出、搬入、人員および設備材の運搬作業をいいます。
ニ、仕組作業とは、製造された品内分（以下「品内分」）の検査および検査作業をいいます。
ホ、その他作業とは、上述以外の見当作業をいいます。

製紙業労働者作業調査

昭和40年

昭和40年

(自昭和40年1月1日至昭和40年3月)

調査票提出先
提出先
提出先
提出先

(単位：人)

業種	人員			期間労働人員
	1 月末	2 月末	3 月末	
製紙業	6	8	8	393
製紙業	2	2	2	135
製紙業	14	14	14	770
製紙業	13	15	15	748
計	35	39	39	2266
計	13	13	13	929
計	48	52	52	3195

共同製紙業株式会社
製紙業労働者作業調査
昭和40年1月1日～3月31日
調査票提出先
提出先
提出先
提出先

通商産業省（石炭統計調査部）

共

昭和^ア十^イ年^ウ一月^エ七日

福岡通商産業局

石炭部 側中

共同石炭鉱業株式会社日吉鉱業所

鉱業代理人 宮川茂明

昭和^イ十^ロ年^ハ度第^ニ三^ホ半期^ヘ（^イ十月^ロ～^ハ十二月^ヘ）
炭鉱賃労働者作業別賃金の異動について

昭和^イ十^ロ年^ハ十二月^ニ九^ホ日付^ヘ々^ニ九^ロ通達^ハ第^ニ九^ホ七^ヘ号指令
による賃金の件、別紙の通り書留二部作成し、備送
付致しますので御査収下さい。

共同石炭鉱業株式会社日吉鉱業所

福岡直轄事務所
電話 大田 一一番 南原 四二〇番

馬 叔 永	譚 長	保 長	保

40 州子路記 978

昭和40年12月9日

昭和40年12月9日

白 半 廣 位 長 殿

經國通商聖學局

石 炭 部

齊同長
福業觀

昭和40年度第34学期(10月~12月)度

は諸自営業者作群別調査の実施について。

上記について昭和40年度第3・4半期分の調査を実施
す。なお、調査票の記載注意事項を参照のうえ、2部
を、提出期日（昭和41年1月10日）までに各所管石
炭事務所に、本局管内は石炭部調査統計課）あてに提出し
て下さい。

臨付控類

炭位歸負勞務者作類別調查票 3 部

(炭鉱労務者作業別調査)

記載注意事項

1. 調査の目的

この調査は、炭鉱別調査結果に基づき炭鉱調査（炭鉱番号、炭種等）として実施し、石炭炭産における炭鉱労務者の稼働率等の作業内訳に把握し、炭鉱労働者生活実態調査上の資料とし、あわせて炭産の合理化に資することを目的とします。

2. 調査対象

この調査は、石炭を採掘する事業所（石炭産）全部を対象とします。

3. 調査期間

この調査は、毎四半期末日現在において、四半期間について記載して下さい。

4. 調査データの取扱い

調査データは、炭産別及び炭種別により記載して下さい。

5. 労働時間調査事項

イ、数字は、すべて四捨五入を記して下さい。

ロ、炭産による記入は、なるべく正確に、やむを得ず誤記により記入する場合は炭産別にその理由を明記して下さい。

ハ、記入事項が誤りであった場合、その他調査関係事項、訂正が必要とした場合は、その関係事項に明記して下さい。

ニ、月末日現在に、月末帳簿日に決着した人員を記入して下さい。

ヘ、炭産毎勤続人員とは、就業時間の如何を問はず四半期末に決着した人員数を記載したものを記入して下さい。

ホ、炭産毎労働者は、就業統計（労務月報）の調査範囲と同一に記して下さい。

6. 作業内容区分

イ、掘削作業とは、坑道、坑内空を完成するための掘り、掘削、支保などの作業ならびにこれに附随して行われる作業をいいます。

ロ、採炭作業とは、炭鉱坑内での採炭をいいます。炭種別又は炭種の調査結果、採炭、運搬、炭種終了後の炭坑作業ならびに炭産での炭種ならびの作業をいいます。

ハ、運搬作業とは、炭産の炭種別に関する作業以外の炭産における石炭、炭（ばら）、炭（塊）、炭（人）及び炭種別に関する作業をいいます。

ニ、仕立作業とは、炭産の炭種別に関する作業（炭種を除く）の炭産の仕立に関する作業をいいます。

ホ、その他作業とは、上記以外の炭産内作業をいいます。

調査年度 昭和40年
調査期間 4月1日～4月30日まで

炭産別労働者作業別調査

昭和40年 4月 期分

(自昭和40年10月1日起至昭和40年12月)

炭産別 炭産調査年度
炭産調査年度 炭産調査年度
炭産調査年度 炭産調査年度

(単位：人)

人 員	月 末 人 員	月 末 人 員	月 末 人 員	調査対象人員
業 別	10 月 末	11 月 末	12 月 末	
掘 削	6	6	6	383
採 炭				
運 搬	2	2	2	141
仕 立	14	14	14	776
其 他	13	13	13	930
合 計	35	35	35	2230
炭 産	13	13	13	981
合 計	48	48	48	3211

炭 産 別	共同石炭炭産株式会社	本調査年度	昭和40年10月1日～12月31日
事業所名	日吉炭業所	炭産調査年度	昭和40年10月1日～12月31日
調査年度	昭和40年10月1日～12月31日	炭産調査年度	昭和40年10月1日～12月31日
調査期間	昭和40年10月1日～12月31日	炭産調査年度	昭和40年10月1日～12月31日
調査対象	炭産調査年度	炭産調査年度	昭和40年10月1日～12月31日
調査対象	炭産調査年度	炭産調査年度	昭和40年10月1日～12月31日

道 府 産 業 省 (石炭統計調査部)



昭和40年10月7日

福岡通商産業局

石 炭 部 御 中

共同石炭鉱業株式会社日吉鉱業所

鉱業代理人 吉 川 茂 明

昭和40年度第2半期（7月～9月）炭部
負労働金作製別調査の実施について

昭和40年9月27日付40福通経第778号指令に
よる首題の件、別紙の通り新製二部作成し、御送付致
しますので調査取下さい。

共同石炭鉱業株式会社日吉鉱業所

福岡県東郷郡石炭部
電話 大宮一室 南原四三〇番



40 郵送第 778 号

昭和 40 年 9 月 29 日

日 告 農 林 長 殿

通河池田倉庫局石炭部宛



昭和 40 年度 2/4 半期 (7 月 - 9 月) 炭産調査労資
省作業関係の奨励について

上記について昭和 40 年度 2/4 半期分の調査を完了しますから、
調査票の記載注意事項を参照のうえ、3 部作成し、2 部を提出期日
(10 月 10 日) までに所管石炭事務所 (本局管内は石炭部調査統
計課) までに提出して下さい。

「郵付寄稿」 炭産調査労資省作業関係調査票.....3 部

記載注意事項

- [illegible]

合計 50人
男 25
女 25
12

行政管理局承認 No.4, 808
承認期限昭和43年4月30日まで

昭和40年2/4劃分

(自昭和40年7月至昭和40年9月)

类 别 号	通 信 部 函 件
发 行 期 日	2010 年 10 月
发 行 部 门	2010 年 10 月

(即整 : 人)

人 此		人 二		人 四		人 五	
月 末	月 末	月 末	月 末	月 末	月 末	月 末	月 末
1	2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31	32
33	34	35	36	37	38	39	40
41	42	43	44	45	46	47	48
49	50	51	52	53	54	55	56
57	58	59	60	61	62	63	64
65	66	67	68	69	70	71	72
73	74	75	76	77	78	79	80
81	82	83	84	85	86	87	88
89	90	91	92	93	94	95	96
97	98	99	100	101	102	103	104
105	106	107	108	109	110	111	112
113	114	115	116	117	118	119	120
121	122	123	124	125	126	127	128
129	130	131	132	133	134	135	136
137	138	139	140	141	142	143	144
145	146	147	148	149	150	151	152
153	154	155	156	157	158	159	160
161	162	163	164	165	166	167	168
169	170	171	172	173	174	175	176
177	178	179	180	181	182	183	184
185	186	187	188	189	190	191	192
193	194	195	196	197	198	199	200
201	202	203	204	205	206	207	208
209	210	211	212	213	214	215	216
217	218	219	220	221	222	223	224
225	226	227	228	229	230	231	232
233	234	235	236	237	238	239	240
241	242	243	244	245	246	247	248
249	250	251	252	253	254	255	256
257	258	259	260	261	262	263	264
265	266	267	268	269	270	271	272
273	274	275	276	277	278	279	280
281	282	283	284	285	286	287	288
289	290	291	292	293	294	295	296
297	298	299	300	301	302	303	304
305	306	307	308	309	310	311	312
313	314	315	316	317	318	319	320
321	322	323	324	325	326	327	328
329	330	331	332	333	334	335	336
337	338	339	340	341	342	343	344
345	346	347	348	349	350	351	352
353	354	355	356	357	358	359	360
361	362	363	364	365	366	367	368
369	370	371	372	373	374	375	376
377	378	379	380	381	382	383	384
385	386	387	388	389	390	391	392
393	394	395	396	397	398	399	400
401	402	403	404	405	406	407	408
409	410	411	412	413	414	415	416
417	418	419	420	421	422	423	424
425	426	427	428	429	430	431	432
433	434	435	436	437	438	439	440
441	442	443	444	445	446	447	448
449	450	451	452	453	454	455	456
457	458	459	460	461	462	463	464
465	466	467	468	469	470	471	472
473	474	475	476	477	478	479	480
481	482	483	484	485	486	487	488
489	490	491	492	493	494	495	496
497	498	499	500	501	502	503	504
505	506	507	508	509	510	511	512
513	514	515	516	517	518	519	520
521	522	523	524	525	526	527	528
529	530	531	532	533	534	535	536
537	538	539	540	541	542	543	544
545	546	547	548	549	550	551	552
553	554	555	556	557	558	559	560
561	562	563	564	565	566	567	568
569	570	571	572	573	574	575	576
577	578	579	580	581	582	583	584
585	586	587	588	589	590	591	592
593	594	595	596	597	598	599	600
601	602	603	604	605	606	607	608
609	610	611	612	613	614	615	616
617	618	619	620	621	622	623	624
625	626	627	628	629	630	631	632
633	634	635	636	637	638	639	640
641	642	643	644	645	646	647	648
649	650	651	652	653	654	655	656
657	658	659	660	661	662	663	664
665	666	667	668	669	670	671	672
673	674	675	676	677	678	679	680
681	682	683	684	685	686	687	688
689	690	691	692	693	694	695	696
697	698	699	700	701	702	703	704
705	706	707	708	709	710	711	712
713	714	715	716	717	718	719	720
721	722	723	724	725	726	727	728
729	730	731	732	733	734	735	736
737	738	739	740	741	742	743	744
745	746	747	748	749	750	751	752
753	754	755	756	757	758	759	760
761	762	763	764	765	766	767	768
769	770	771	772	773	774	775	776
777	778	779	780	781	782	783	784
785	786	787	788	789	790	791	792
793	794	795	796	797	798	799	800
801	802	803	804	805	806	807	808
809	810	811	812	813	814	815	816
817	818	819	820	821	822	823	824
825	826	827	828	829	830	831	832
833	834	835	836	837	838	839	840
841	842	843	844	845	846	847	848
849	850	851	852	853	854	855	856
857	858	859	860	861	862	863	864
865	866	867	868	869	870	871	872
873	874	875	876	877	878	879	880
881	882	883	884	885	886	887	888
889	890	891	892	893	894	895	896
897	898	899	900	901	902	903	904
905	906	907	908	909	910	911	912
913	914	915	916	917	918	919	920
921	922	923	924	925	926	927	928
929	930	931	932	933	934	935	936
937	938	939	940	941	942	943	944
945	946	947	948	949	950	951	952
953	954	955	956	957	958	959	960
961	962	963	964	965	966	967	968
969	970	971	972	973	974	975	976
977	978	979	980	981	982	983	984
985	986	987	988	989	990	991	992
993	994	995	996	997	998	999	1000

企业名称	共同石炭鉱業株式会社	本社所在地	福岡県九州市若松区本町二丁目205
代表者	日吉鉱業所	代表者	福岡県佐賀郡松浦町大字日吉226

昭和46年10月7日現在	所有者の姓名および関係	鑛業代理人 吉川茂明
	作成者の姓名および氏名	企業課長 金子 政雄

通商産業省 (石炭統計調査室)

福岡通商労働局
 飯塚労働事務所
 昭和40.7.12.

請員組夫状況調査報告書

岩田石炭鉱業株式会社
 日吉鉱業所

請員業者名	業者の 契約年月日	請員職種名 坑内	請員者の 全数(甲種労働者)	出所への 供給人員	業者側との 下請関係	備考
日新地下工業株式会社 代表者 上田貞彦 嘉穂町細葉町4丁目	昭和39. 1. 10	坑内 採炭 仕繰 運搬 搬出 大工 採炭夫	32人	32人	なし	
		坑外 原炭の搬入	28人	13人		
有限会社 藤島組 代表者 藤島 全作 嘉穂町金井町1丁目	昭和35. 10. 2日	坑外 前中運搬(炭の運搬) 及整理 水洗機・コンクリート 製炭運搬	36人	10人 6人	なし	
手島 寛雄 嘉穂町嘉穂町4丁目	昭和38. 11. 1.	坑外 炭の運搬処理 原炭運搬	16人	4人	なし	
筑前通商株式会社 代表者 三村 孝 飯塚市飯塚	昭和38. 4. 1.	坑外 採炭(石炭の採 掘・採炭)	40人	5人	なし	

[illegible]

共同石灰鉾業(株)
日吉鉾業所 鉾業代理人
吉川茂明 殿

福岡通商産業局長

沖田



石炭鉱業合理化臨時措置法等57条の2の規定により

昭和40年10月7日申請のあった福岡県採登

第1278号に係る日吉 庚銘竹藏 坑における請負夫の使用は

下記のとおり承認する。

1. 調査作業の種類 仕 繰
2. 作業の場所 本印杉谷本印杉谷井野
井野越戸道
3. 調査作業に従事する人員 6人
4. 調査作業の期間 承認の日より3ヶ月

消費天使用承認申請書

承認番号	
受理年月日	

昭和⁴¹年¹月¹日

福岡県産業局長

神 田 守 殿

申請者 共同石灰炭株式会社日吉炭所

炭所代理人 吉 川 茂 明

住 所 福岡県福岡市大字才田224番地

石灰炭炭合理化臨時措置法第57条の2の規定により下記の
とおり消費天の使用の承認を受けたいので申請します。

記

1. 炭所番号または炭所番号の氏名または名称
共同石灰炭株式会社
2. 炭所番号または炭所の登録番号
福岡県採掘権登録第1,278号
3. 炭所または炭所の所在地
福岡県福岡市福岡市、基橋町、山田市
4. 石灰炭および石灰炭の名称
日吉炭 竹炭

エ 調査員に従事せようとする作業の種類および場所

作業の種類	場 所	備 考
仕換作業	本館 伊賀館	

ム 調査員に従事せようとする期間

昭和^{ナノ}〇年^ス〇月^ノ〇日より昭和^ノ〇年^ノ〇月^ノ〇日迄の
 ヲヶ月間

ヌ 〆の作業に従事せようとする調査員の人数

仕換作業 〇人

(証)

昭和^ノ〇年^ノ〇月^ノ〇日付^ノ福^ノ留^ノ退^ノ職^ノ第^ノ〇〇号にて承認
 する作業の継続の為期間延長を申請する

竹簍坑 坑內圖 縮尺 三千分一



昭和 40 年 10 月 20 日

局長	課長	係長	係
----	----	----	---

請負人使用の承認書

昭和炭業第 676 号

昭和 40 年 10 月 20 日

企画課

日吉光雄
社長代理人 殿
吉川茂明

福岡通商産業局

沖田



石炭鉱業合理化臨時措置法等57条の2の規定により

昭和 40 年 9 月 27 日申請のあった構国県 標 登

第4278号に係る日吉 炭鉱と本 坑における請負夫の使用は
下記のとおり承認する。

記

1. 請負作業の種類 仕繰 運搬
2. 作業の場所 仕繰: 東部 排炭坑
運搬: 東部
3. 請負作業に従事する人員 仕繰: 4人
運搬: 1人
4. 請負作業の期間 仕繰 運搬は
承認の月々 3ヶ月

9月28日付の石炭省の通知に規定
の日本炭素株式会社

飼食犬使用承認申請書

登録番号

受理年月日

昭和40年9月27日

福岡県畜産課長

神 田 守 殿

申請者 共同石炭炭素株式会社石炭所

炭素代理人 青 川 茂 明

住 所 福岡県高橋郡高橋町大字才田226番地

石炭炭素合理化臨時措置法第7条の2の規定により下記の
とおり飼食犬の使用の承認を受けたいので申請します。

記

- 1 炭素組合または炭素組合の氏名または名称
共同石炭炭素株式会社
- 2 炭素組合または炭素組合の登録番号
福岡県炭素組合登録第1278号
- 3 炭素または炭素組合の所在地
福岡県高橋郡高橋町、高橋町、山田市

4. 石炭鉱山および石炭坑の名称

日吉炭坑 海軍八尺坑

5. 請負夫に従事せようとする作業の種類および場所

作業種類	場	所	備	考
海軍八尺坑	仕掛	本館及排気部		
	運搬	本	館	

6. 請負夫に従事せようとする期間

昭和40年10月10日より昭和40年12月30日迄
の3ヶ月間

7. 5の作業に従事せようとする請負夫の人数

作業種類	人数
海軍八尺坑	
仕掛	4
運搬	1
計	5

注

40, 10, 20

676

姓 名	職 名	係 長

請負夫使用の承認書

共同石灰鉱業(株)

日吉鉱業所総業代理人

吉川茂明 殿

40般通状業第 661 号

昭和40年10月2日

福岡通商産業局長

沖田 守



石灰鉱業合理化臨時措置法等57条の2の規定により

昭和40年9月17日申請のあった福岡県採登

第127号に係る日吉炭鉱日吉一坑における請負夫の使用は

下記のとおり承認する。

記

1. 請負作業の種類 運搬、仕繰
2. 作業の場所 本邸、排気卸
3. 請負作業に従事する人員 運搬1人、仕繰4人
4. 請負作業の期間 承認の日より3ヶ月

諸貴庁使用承認申請書

整理番号

受理年月日

昭和40年9月17日

福岡通商産業局長

沖田 守 殿

申請者 共同石灰炭株式会社日吉炭礦所

鉱務代理人 吉川 茂 明

福岡県基城郡船場町大字才田226番地

石灰炭業合理化臨時措置法第57条の2の規定により下記のとおり諸貴庁の使用の承認を受けたいので申請します。

記

- 1 鉱業権者または租鉱権者の氏名または名称
共同石灰炭業株式会社
- 2 鉱業権または租鉱権の登録番号
福岡県採掘権登録第A27E号
- 3 鉱区または租鉱区の所在地
福岡県基城郡船場町、基城町、山田市
- 4 石灰炭山および石灰坑の名称
日吉炭坑 日吉一坑

5 簡食失に従事せようとする作業の組織および場所

作業組織		場 所	備 考
日 吉	仕 様	本加及師気師	
一 既	運 搬	本 師	

6 簡食失に従事せようとする期間

昭和¹⁰年¹月¹日¹より昭和¹⁰年¹月¹日³迄の
3ヶ月間

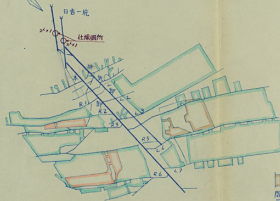
7 その作業に従事せようとする簡食失の人数

作 業 組 織		人 員
日 吉	仕 様	5
一 既	運 搬	1
	計	5

注 昭和¹⁰年¹月¹日附⁶⁶の通達(農第5-2-2号)にて
承認済み作業の組織の為期間延長を申請する

日吉一坑 坑内図

縮尺 3000 分の 1



凡例
 緑色は坑内施設
 赤色は坑外施設
 黒色は坑内道路
 白色は坑外道路

請負夫使用の承認書



40 福岡県第 557 号

昭和40年7月7日

共同石灰鉱業(株)

日吉炭鉱鉱業代理人

梅田義雄 殿

福岡通産産業局長

沖田 守



石灰鉱業合理化臨時措置法等57条の2の規定により

昭和40年7月2日申請のあった福岡県 採 登

第 1279 号に係る日吉 炭鉱竹藪 坑における請負夫の使用は

下記のとおり承認する。

記

1. 請負作業の種類 掘進、仕練。
2. 作業の場所 掘進--- 杉本谷町及右10、11坑主入
仕練--- 本町連野原シ岩見登路促進
3. 請負作業に従事する人員 掘進--- 12人
仕練--- 6人 計18人
4. 請負作業の期間 掘進--- 承認の日より6ヶ月
仕練--- 承認の日より3ヶ月

飲食店使用承認申請書

整理番号

受理年月日

昭和40年7月27日

福岡県商産局長

沖田 守 殿

申請者 共同石炭炭業株式会社日吉炭礦所

✓ 炭礦代理人 堀 田 義 雄

住 所 福岡県高橋郡高町大字才田226番地

石炭炭業令増化臨時措置法第37条の2の規定により下記の
とおり飲食店の使用の承認を受けたいので申請します。

記

1. 炭礦権者または租炭権者の氏名または名称
共同石炭炭業株式会社
2. 炭礦権または租炭権の登録番号
福岡県炭礦権登録第2373号
福岡県租炭権登録第733号
3. 炭区または租炭区の所在地
福岡県高橋郡高町、高橋町、山田市
4. 石炭鉱山および石炭坑の名称
日吉炭坑 竹藪坑

5. 精食夫に従事せようとする作業の種類および場所

作業の種類	場 所	備 考
掘通 作業	杉谷本洞 2040坪 11/1坪	磐石(断層切り)90m 立入(磐石)掘通の本 2040坪 11/1坪 22m } 掘通掘通
仕組 作業	本洞一掃気部	

6. 精食夫に従事せようとする期間

平成の日より10ヶ月間

10月4日(日) 11月17日(金) 10月4日(日) 11月17日(金)

10月4日(日) 11月17日(金)

7. 5の作業に従事せようとする精食夫の人数

掘通 作業 12人

仕組 作業 6人

計 18人

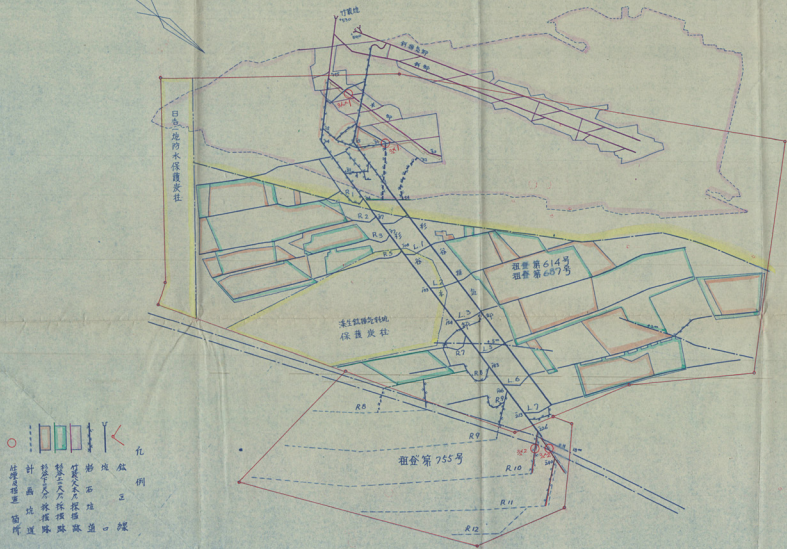
注

40. 7. 17.

557

竹簍坑 坑內圖

縮尺 三千分一



40. 6. 16. 本局に提出

飲食店使用承認申請書

登録番号	
受理年月日	

昭和40年6月15日

福岡県産業局長

神 田 守 殿

申請者 共同石灰炭業株式会社日吉炭業所

代表代理人 梅 田 義 雄

福岡県基穂郡穂積町大字才田226番地

石灰炭業合理化臨時措置法第57条の2の規定により下記のとおり
飲食店使用の承認を受けたいので申請します。

記

1. 炭業権者または租炭権者の氏名または名称
共同石灰炭業株式会社
2. 炭業権または租炭権の登録番号
福岡県採掘権登録第1278号
3. 炭区または租炭区の所在地
福岡県基穂郡穂積町、基穂町、山田市
4. 石灰炭山および石灰坑の名称
日吉炭山 日吉一坑

3 請負夫に従事させようとする作業の種類および場所

作業種類	場 所	備 考
日 賃 一 日 一 日	仕 換 本館及附友部 運 搬 本 館	

4 請負夫に従事させようとする期間

昭和40年4月19日より昭和40年9月18日まで
の6ヶ月間

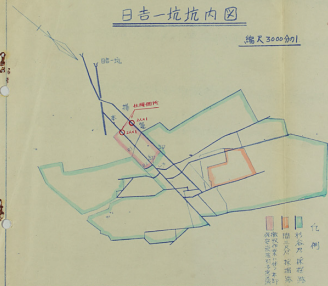
5 5の作業に従事させようとする請負夫の人数

作 業 種 別	人 数
日 賃 一 日 一 日	4
運 搬	1
計	5

注 40年3月19日附37号通商院部第335号にて
承認する作業の種類及び期間延長を申請する。

日吉一坑坑内図

編入 3000 分の 1



請負夫承認申請に係る届申書

1. 承認者および石炭業者																														
日吉炭坑 修養坑																														
2. 承認者または製造業者名																														
共同石炭鉱業株式会社																														
3. 最近の世帯状況																														
<table border="1"> <tr> <td>世帯別</td> <td>12</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>世帯数</td> <td>12</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>世帯員数</td> <td>120</td> <td>10</td> <td>20</td> <td>30</td> <td>40</td> <td>60</td> </tr> </table>										世帯別	12	1	2	3	4	6	世帯数	12	1	2	3	4	6	世帯員数	120	10	20	30	40	60
世帯別	12	1	2	3	4	6																								
世帯数	12	1	2	3	4	6																								
世帯員数	120	10	20	30	40	60																								
4. 世帯員	現在使用中の請負夫数	12	1	2	3	4	6																							
	現在使用中の請負夫数	12	1	2	3	4	6																							
5. 世帯員	現在使用中の請負夫数	12	1	2	3	4	6																							
	現在使用中の請負夫数	12	1	2	3	4	6																							
6. 世帯員	現在使用中の請負夫数	12	1	2	3	4	6																							
	現在使用中の請負夫数	12	1	2	3	4	6																							
7. 世帯員	現在使用中の請負夫数	12	1	2	3	4	6																							
	現在使用中の請負夫数	12	1	2	3	4	6																							
8. 世帯員	現在使用中の請負夫数	12	1	2	3	4	6																							
	現在使用中の請負夫数	12	1	2	3	4	6																							
9. 世帯員	現在使用中の請負夫数	12	1	2	3	4	6																							
	現在使用中の請負夫数	12	1	2	3	4	6																							
10. 世帯員	現在使用中の請負夫数	12	1	2	3	4	6																							
	現在使用中の請負夫数	12	1	2	3	4	6																							

5. 今般請負夫を使用する理由と以後の請負作業の見通しおよびこれに対する石炭事務所の意見

6. 最近の月間の坑内労働者採用状況
(労働者受給状況)

7. (1) 申請区域において

坑内夫

坑外夫

坑内夫

坑外夫

坑内夫

坑外夫

坑内夫

坑外夫

坑内夫

坑外夫

坑内夫

坑外夫

坑内夫

坑外夫

8. その他特記事項

9. 4 項に類は明が承認された場合は請負夫数である。

4 項に類は明が承認された場合は請負夫数である。

請負夫使用の承認書

40編通炭オ 499 号

昭和40年5月31日

日高炭産代理人
梅田義生 殿

福岡県産業局長

沖田 守



石炭鉱業合理化臨時措置法第57条の2の規定により

昭和 40年 5月 12日申請のあった石炭炭産オ
1278号に係る 日高 炭産海軍炭坑における請負
夫の使用は下記のとおり承認する。

記

1. 請負作業の種類 採炭(附帯仕込運搬も含む)
2. 作業の場所 本炭坑2区域
3. 請負作業に従事する人員 採炭 6人
仕込(附帯) 4人
4. 請負作業の期間 運搬(仕込) 1人

承認は日より 44日

飲食失使用承認申請書

登録番号

受理年月日

昭和40年3月12日

福岡県産農局長

沖田 守 殿

申請者 共同石灰炭業株式会社日吉炭礦所

炭礦代理人 堀 田 義 彦

住 所 福岡県高橋郡高橋町大字才田276番地

石灰炭業令細化臨時措置法第57条の2の規定により下記のとおり飲食失の使用の承認を受けたいので申請します。

記

1. 炭礦業者または炭鉱権者の氏名または名称
共同石灰炭業株式会社
2. 炭礦権または炭鉱権の登録番号
福岡県炭礦権登録第1272号
3. 鉱区または炭鉱区の所在地
福岡県高橋郡高橋町、高橋町、山田市
4. 石灰炭山および石灰坑の名称
日吉炭鉱、海軍八尺坑

5 粮食欠に従事せようとする作業の種類および場所

陸軍 八 尺 筈	作 業 種 別		場 所	
	採 炭	本 郡 炭 坑	当地方の主要炭産区域が 経済したので重役作業の 実施に伴う本郡炭坑内の 重役作業	
	仕 修	本 郡 炭 坑		
	運 搬	本 郡		
	重 役 (運 搬)		重役作業に伴う重役作業	

6 粮食欠に従事せようとする期間

承認の日より4ヶ月間

7 5の作業に従事せようとする粮食欠の人数

陸軍 八 尺 筈	作 業 種 別		人 員	
	採 炭		4	
	仕 修		5	
	運 搬		1	
	計		10	
	重 役		5	
	合 計		15	

福岡通商産業局

局長 沖田 宇殿

昭和二十一年三月二十二日

（内務省関係）

日吉鉱業所

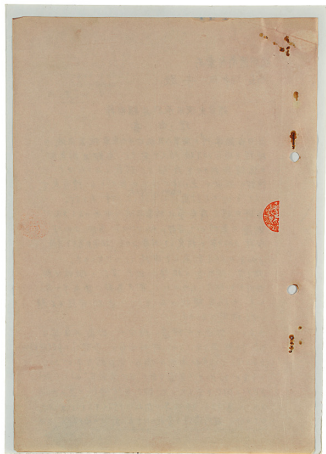
職員夫使用承認延期申請

理 由 書

当日吉鉱業所の海軍八尺坑は、その主要採炭区域の採掘も昨年10月頃殆んど完了し、本所及掛炭部が保護炭柱の残存する形状となつたので、該部の撤収と之に伴う保護炭柱の撤去とを、職員夫を以て実施する計画に於て申請した次第であります。

当時、想定残炭量は、採炭区域の中央にあるオ田川断面を基準として、深部に約1000坪、肩部に2000坪、合計3000坪と推定し、月産20坪（採炭夫6人）月産500坪の6ヶ月計画にて申請したのであります。然し、現在迄の推移は、断面深部の撤収と炭柱の撤去を終了したわけにて、断面肩部に着手してゐる。かゝる現状でありますので、延期申請をお願いする理由であります。

かゝる計画との相違の理由は、出炭人員等は、略計画通りで、しか、可採炭量が予想外に多量（深部2043坪）と増加する原因は、硝石・硝石賦存率が20%の予定から40%の増進を示し、且又実収率、40%に対し60%の向上を示したと、即ち自然条件の良と相俟つて人為的な採掘率の向上に所以するものと見做され、かくの如く、坑内条件の変化の著しい前進が、断面肩部に



日吉炭業所

城の徴収作業とのに伴う採炭が終了したため、今回
再度承認（7割）を申請致す次第であります。
その期間が有部・推定炭量 2000石に付、1月を以て
事となります。4ヶ月延長を考慮し申上ります。
御認可の上、御指示通り実施致します。

昭和40年 5月 25日

日吉炭鉱

鉱業代理人 梅田義雄



12월 4일

六、德、長、謙、長

福州通商

知福通業才555号

昭和40年7月17日

日吉炭鐵鋁業代理人

梅田義雄殿

標用通商產業局監

神田學

日吉炭鋳諸員使用承認申請書の取下返付

について

昭和40年6月11日付にて申請があった竹藪地区に係る請負大使用承認申請書は昭和40年7月1日付の取次書類によりこれを返付します。

企画録



727
55408
昭和40年
5月4日

国食央使用承認申請書

登録番号	123
受理年月日	昭和40年6月1日

昭和40年6月1日

福岡連産局長

神田 守 製

申請書 共同石灰炭礦株式会社日吉炭礦所

炭礦代理人 梅田 義 雄

住 所 福岡県高橋郡高橋町大字才田226番地

石灰炭礦合理化臨時措置法第57条の2の規定により下記のと
おり国食央の使用の承認を受けたいので申請します。

記

1. 炭礦権者または租炭権者の氏名または名称
共同石灰炭礦株式会社
2. 炭礦権または租炭権の登録番号
福岡県炭礦権登録第1278号
3. 炭区または租炭区の所在地
福岡県高橋郡高橋町、高橋町、山田市
4. 石灰炭山および石灰坑の名称
日吉炭坑 竹炭坑

3 飲食失を従事せようとする作業の種類および場所

作業の種類	場 所	備 考
仕繕作業	本館 御気師	

料理及主丸片等

料理
切上げ仕繕
等

4 飲食失を従事せようとする期間

承取の日より3ヶ月間

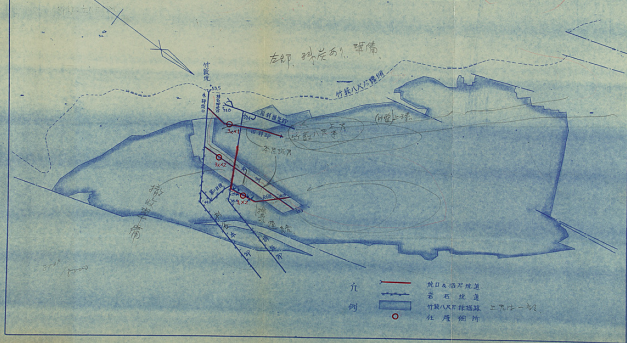
5 その作業に従事せようとする飲食失の人数

仕繕作業 13 人



竹箦坑坑内图

縮尺 1/3,000



共

簡食尖使用承認申請書

簡理番号

取 下 票

受理年月日

昭和40年7月/日

福岡通商産業局

沖 田 守 辰

申請者 共同石炭産業株式会社日吉鉱業所

鉱業代理人 梅 田 鶴 雄

住 所 福岡県嘉穂郡桂井町大字才田226番地

昭和40年6月/ /日付にて当鉱竹藪坑に
於て簡食尖使用承認申請書を提出していま
した。が本件につきましては後日改めて変更
申請を致したいと思っておりますので、一応本申
請を取下げ致したくお願いたします。

共同石炭産業株式会社日吉鉱業所

福岡県嘉穂郡桂井町才田

成田大橋一番 郵便西50番

40.6.14日 本局持参提出

請負夫使用承認申請書

登録番号

受理年月日

40.6.11 付

昭和40年6月11日

福岡商産業局長

沖田 守 殿

申請書 共同石灰炭礦株式会社日吉炭礦所

炭礦代理人 梅 田 義 雄

住 所 福岡県高橋郡稲荷町大字2丁目22番地

石灰炭礦合組化臨時措置法第57条の2の規定により下記のと
かり請負夫の使用の承認を受けたいので申請します。

記

1. 炭礦権者または組炭礦者の氏名または名称
共同石灰炭礦株式会社
2. 炭礦権または組炭礦の登録番号
福岡炭採掘権登録第1278号
3. 炭区または組炭区の所在地
福岡県高橋郡稲荷町、高橋町、山田町
4. 石灰炭山および石灰質の名称
日吉炭 竹藪炭

3. 調査を実施せようとする作業の種類および場所

作業の種類	場 所	備 考
仕組作業	本館 搬気部	

倉庫及大工部等

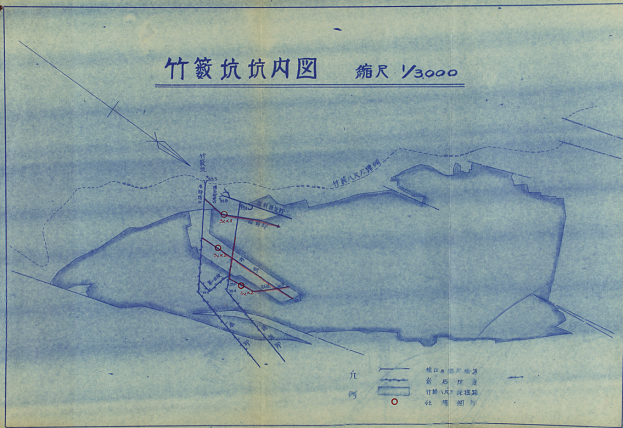
4. 調査を実施せようとする期間

永続の日より3ヶ月間

5. 3の作業に従事せようとする調査員の人数

仕組作業 15 人

竹籬坑坑內園

縮尺 $1/3000$ 

請負夫承認申請に係る副申書

1. 採掘者および石炭坑名		日吉炭坑 内股坑					
2. 採掘業者または副採掘者名		共同石炭鉱業株式会社					
3. 経路の出炭状況		12月 12月 12月 12月 12月 12月 12月 12月 12月 12月 12月 12月					
4. 採掘状況	作業 要	現在使用 している 請負夫数 (A)	採 の 無	現在 の 常勤夫数	今般申請 の 常勤夫数 (B)	常勤夫 出炭 計 (C)	出炭 半 (C/B)
	無						
採掘							
採掘	6	有	123		6	139	4.1
採掘	2	有	19		2	19	9.5
採掘	3	有	69	16	23	60	26.3
その他 坑内作業	12		66	4	16	62	20.6
坑内小計	28		382	19	47	406	10.4
坑外作業	13		266		13	249	6.0

5. 今般請負夫を任用する理由と石炭の採掘作業の経過およびこれに対する石炭事務所の見解

6. 過去6ヶ月間の管内労働者雇用状況
(労働者雇用状況)

7. (注) 申請採掘において
(注) 関係企業において
(注) その他に3において

8. その他記載事項

注 4 項は関係が承認された場合の総請負夫数である。

4 項は関係が承認された場合の常勤夫数である。

昭和 年 月 日

福岡市建設局調査課

福岡市建設局調査課

日吉建設事務所

請負組夫使用承認調査表

	海八地	日吉一地	計	平均	合計
採炭	6人		6人		6
掘進					
仕掛	4	4人	8	4	12
健康	5人 1人 1人 1人	1人	2人		2
計	7人	5人	16人	4人	
承認期間	27日(水) 28日(木) 29日(金) 30日(土) 31日(日) 1人 30. 2. 12	27日(水) 28日(木) 29日(金) 30日(土) 31日(日) 1人 30. 6. 15 30. 9. 15			
取扱	4	4			8
大工	1	1			2
その他	1	1		1	3
	6人	6人		2人	

請員組 使用件

No.

昭和 年 月 日

銀塚石炭事務所報告(電話)

福岡県嘉穂郡嘉穂町大字

共同石炭鉱業株式会社

40. 6. 12日

日吉鉱業所

嘉穂郡嘉穂町大字同

業者名 日新地下工業株式会社

代表者 上岡 吉彦

1月当り 採入員 28人

7月当り 採入員 734人

11月当り 採入員 788人

1人当り 平均月収 18,270円 + 18,500円

1人当り 平均時間 8 日 (均等) 実時間 6日

平均 年令 43才

1. 40年4月分より

2. 上岡組の報告より日当り採出報告より算出

$$26 \text{ 才} \times 71 = 18,500$$

$$734 \div 26 = 28,2$$

26A-30日-5月19日19卷

No.

1. 不是绝对生长 也是 30日

涉及了肉信

2. 牙石 牙垢 不是绝对
绝对外到
常用, 增量, 临时到

1. 绝对外到 取绝对口缘量

2. 绝对外到 0.5L

3. 常用 托架 也是 60日
进入 托架
绝对外到 0.5L 取绝对

10日

1. 不是绝对到 托架到

1. 绝对到 10日

绝对到 10日

绝对到 托架到 10日

	法人股	一起	合计	24
0 梅尧	6			6
0 顾道	0			0
0 纪理	4	4		8
0 是顺	1	1		2
0 板收	7	7		14
大2	1	1		2
理号	3	2		5
合计	22	15		37

1. 10명의 평균인원 $\frac{12}{2} = 6$ (20-3) $\times$ 50명 $\times$ 20명 =
2. 19명의 인원 $\frac{12}{2} = 6$ 10명 $\times$ 5명의 $\times$ 20명 (20명)
3. 1인 1명의 평균인원 9.5
4. 19명의 평균인원 $\rightarrow 9.5$ $(19 \div 2 = 9.5)$
5. 19명의 평균인원 9.5
6. 평균인원 9.5

(A) 年 月 日

申請書	課長	係長
課長	係長	係長

昭和40年 8月 22日

全商 福岡

請負人使用の承認書

37 福通炭業 435号

昭和40年8月17日

日吉炭廠
代表人
格田長祐殿

福岡通商産業局長

沖田 守

石炭放棄合理化臨時措置法令57条の2の規定によ
昭和40年2月13日申請のあった為国炭採出
1278号に係る日吉炭廠日吉一炭における請負
人の使用は下記のとおり承認する。

記

1. 請負作業の種類 仁保、近城
2. 作業の場所 仁保、近城、
近城、平野
3. 請負作業に従事する人員 仁保：44
近城：14
4. 請負作業の期間

仁保、近城 永通01月31日
(40.6.18日迄)



藏理書号	
受理年月日	

振興通商産業局長

服 奇 田 冲

營業代理人 梅田 義

福岡県嘉穂郡稲荷町大字才田 4-4-6番地

石炭鉱業合理化臨時措置法第 7 条の 2 の規程により下記の
とおり割当金の使用の承認を受けたいので申請します。

記

- イ 郵便番号または郵便物の氏名または名称
〒100 石炭 炭素株式会社
- ロ 郵便物または郵便物の登録番号
〒100 炭素株式会社 登録第 1234 号
- ハ 郵便物または郵便物の所在地
〒100 炭素株式会社 東京都、山形市
- ニ 石炭炭素および石炭灰の名称
石炭炭素 石炭灰



3 農食尖に従事せようとする作業の種別および場所

作業種別	場 所	備 考
日 雇 炭 本 籍 炭 住		当坑口の主要採掘区域が
吉 仕 換 本 籍 炭 住		鉄鋼七たてで換収作業の
一 運 搬 本 籍		炭坑に準う本籍炭坑中の
坑 計		関連作業

4 農食尖に従事せようとする期間

昭和^〇年^〇月^〇日より昭和^〇年^〇月^〇日迄
の^〇ヶ月間

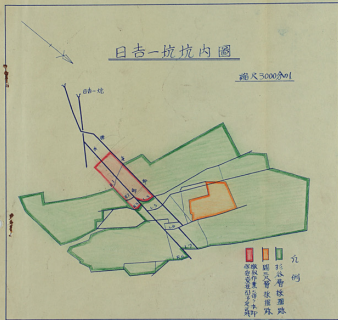
5 3の作業に従事せようとする農食尖の人数

作 業 種 別	人 員
日 雇 炭 本 籍 炭 住	〇
吉 仕 換 本 籍 炭 住	〇
一 運 搬 本 籍	〇
坑 計	〇

往 昭和^〇年^〇月^〇日附より昭和^〇年^〇月^〇日迄
求給する作業の種別の為期間延長を申請する。

日吉一坑坑內圖

縮尺3000分



20	8	9	10	11	12	40
存入	8	10	10	3	2	6
取出	12	5	5	7	1	10

月	日	09	08	07	06	05	04	03	02	01	00
时	分	12	11	10	09	08	07	06	05	04	03

10	8	9	1	4	9
2	14	11	8	5	19
3	8	9	10	11	12

(2) 関係企業体に対し、

14	11	8	8	6	9
11	28	10	16	9	10
26	29	18	21	14	29

E. その使用記事類

注 4 和取組は国が承認された場合の総組員数である。
4 和取組は国が承認された場合の常務員数である。

記載注意事項

- 行政管理局承認 No.4,848
承認期間昭和42年4月30日まで

昭和40年 $\frac{1}{4}$ 期分
(自昭和40年4月至昭和40年6月)

促 促 促	透 透 透 透 透
促 促 促 促	型 月 10 日
促 促 促 促	2 月

(半位 = 人)

入 出 口		入 出		出 入		出 入
商 品 別	4 月 末	5 月 末	6 月 末	7 月 末	8 月 末	9 月 末
製 造						
採 掘	6			6		311
運 搬	2	1	2			135
仕 業	8	4	8			483
そ の 他	13	3	12			720
計	29	8	28			1659
出 入	13	13	13			980
合 計	42	21	41			2639

備 考

代表 董事 兼 代表 董事 兼 代表 董事	共同出資株式會社 日吉銀業所	代表 董事 兼 代表 董事 兼 代表 董事	福岡県大牟田市赤松町一丁目206 福岡県大牟田市赤松町一丁目226/1 (電話)
昭和40年 7 月 6 日開出	報告書及び記帳簿の訂正理由 作成書並に報告書及び訂正理由	兼代表人 梅田義雄 企画係長 金子政徳	

《典義集解》

通商産業省 (石炭統計調査室)

昭和40年 月 日

局長	課長	課長	課長
			

昭和40年度第521号

昭和40年7月2日

企画課

日 誌 農林部 課 長

農林部 課 長

石 炭

昭和40年度1四半期(4月~6月)農

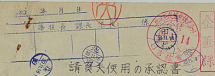
林部食料調査所調査の実施について

上記について、昭和40年度第1四半期分の調査を実施
し、調査票の記載注意事項を参照のうえ、3部作
成し、2部を製図期日(昭和40年7月10日)までに、
農林部食料調査所(本局管内は石炭部調査統計課)あてに提
出して下さい。

添付書類

農林部食料調査所調査票

3部



共同石灰炭業(株)

日吉炭鉱 鉱業代理人

梅田義雄 殿

39年度炭業計 309 号

昭和39年11月9日

福岡通商産業局長

琴坂重 幸

石灰炭業合組化臨時措置法第57条の2の規定に

昭和39年10月16日申請のあった福岡県採炭

1278号に添る 日吉 炭鉱 海軍炭 における請負

人の使用は下記のとおり承認する。

記 数量採炭附帯

1. 請負作業の種類 採炭(運搬、仕繰)

2. 作業の場所 本採鉱 排炭部

3. 請負作業に従事する人員 15人

4. 請負作業の期間 承認日より6ヶ月

(昭和39年11月9日法)

請負失使用承認申請書

整理番号

受理年月日

昭和29年10月16日

福岡県商工局長

琴 坂 重 幸 殿

申請者 共同石灰鉱業株式会社日吉鉱山所

鉱山代理人 梅 田 義 重

住 所 福岡県高橋郡高橋町大字才田心・岩地

石灰鉱業合理化臨時措置法第27条の2の規定により下記

のとおり請負失の使用の承認を受けたいので申請します。

記

1 鉱業権者または鉱業権者の氏名または名称
共同石灰鉱業株式会社

2 鉱業権または鉱業権の登録番号
福岡県採掘権登録第1272号

3 鉱区または恵鉱区の所在地
福岡県高橋郡高橋町・高橋町・山田市

4 石灰鉱山および石灰質の名称
日吉炭鉱、海軍八尺坑

3 難炭炭に従事せようとする作業の種類および場所

作業種類	場 所
海軍八尺坑 掘 炭	本 館 炭 柱
仕 掘	本館及持気部
運 搬	本 館
炭 収 (運 搬)	

当坑口の小炭掘取区域
が確保したので炭収作
業の実施に伴う本館炭
柱引の炭掘作業

炭収作業に伴う炭片運
搬

4 難炭炭に従事せようとする期間

昭和33年11月1日より昭和34年10月30日迄の
4ヶ月間

5 3の作業に従事せようとする難炭炭の人数

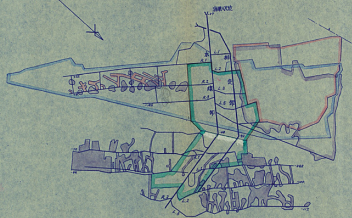
作 業 種 別	人 員
掘 炭	4
仕 掘	4
運 搬	1
計	11
炭 収 運 搬	4
合 計	15

(注)

当区域は下記の通り承認する区域。
新たに変更申請する

年月日	承認番号	承認期間	作業種類	人員	場 所
33.11.1	掘炭炭収334号	4ヶ月	掘炭	4	層能右二片
33.11.1	3311号	3ヶ月	仕掘	4	本館及持気部
33.11.1	3310号	4ヶ月	掘炭	4	左二片右一片左一片
33.11.9	33098	6ヶ月	炭収運搬 (分炭運搬/持 気炭収)	4	3310号作業に併 行(炭収運搬)

海八坑 坑內圖 $S=3000$ 分/1



- 凡例
- 端緒
○ 土間
○ 海屋
○ 聚叔
○ 區城

昭和 年 月 日

事務長	課長	係長



労



昭和 年 月 日
昭和 年 月 日

松尾組
炭鉱 鉱務代理人 殿
田代組

福岡県商工部
石炭部長 河野



石炭鉱山における請負作業について

石炭鉱山における請負作業については、石炭鉱業合理化臨時措置法により、坑内作業のうち、掘進、採炭、運搬、は除作業に請負夫を従事せしめる場合、通商産業局長の承認を要することとなっているが、最近未承認使用の事例がしばしば見受けられ、且つ未承認使用請負夫の保安災害発生の例が見受けられることは、誠に遺憾である。

今後、かゝることのないよう、指定職種に請負夫を使用する際は、事前に通商産業局長の承認を得るよう、又、承認期間満了による継続使用承認申請を行なう際は、当時の承認期間を考慮して早目に申請するよう留意されたい。

日 去 炭 俵 長 殿

昭和 年 月 日
昭和 40 年 3 月 19 日

福岡通商産業局 石炭部長

炭鉄諸員作業別調査の実施について

上記について昭和39年本々%半期(11-12月)分の調査を
実施はすから調査の記載注意事項を参照うえ3部作成
し、2部提出期日(昭和40年4月10日)までに所管石炭事務
所(本局管内は石炭部調査課長)にて提出して下さい。

「添付書類」

炭鉄諸員作業別調査票 …… 3部



記載注意事項

- [illegible]

昭和9年7月期分
(自昭和9年7月至昭和9年9月)

提 目 案	憑古原書提出
提出期間	3 月 30 日
提出部数	2 部

(7) 12 1 20

人 民		家 人		其 他		開支保證金(元)
作 業 別	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	
採 掘						
洗 選						
配 送						
其 他						
計						

共同出資者 日吉鋳業所
代表取締役社長 金子敬徳
〒226-0267 東京都世田谷区北沢1丁目2番6号

通商産業省 (石炭統計調査室)

九州地区の請負承認制度に関する質疑応答

A. 全般的問題

1. 承認期間は6ヶ月を超えることは出来ないか。
- ② 6ヶ月未満といふのは期間満了前に承認をとり所申請すること。
- ③ 作業が2種以上の場合はどのように申請するか。
- ④ 承認申請書の申請中に併記し申請し差支えない。
- ⑤ 説明図の内容はどのようなか。
- ⑥ 承認申請書が図面に記載している内容がとくわかる図面を添付すること。
(例) 坑内面の作業箇所には番号記入して申請書のと一致対象出来るようにする。
- ⑦ 4法坑内面に発生しているもの処置について。
- ⑧ 直ちに手続すること。尚6月5日以前から請負夫を使用しているものでも承認の処分をすれば請負夫の使用は下取である。
- ⑨ 承認報告はする必要があるか。
- ⑩ 指定設計に定期的に発行し、必要があれば別途依頼することもある。
- ⑪ 作業箇所と人員につき一件の申請書で承認連印等の記載の申請書ではないか。
- ⑫ 差支えない人数は在籍ではない、一日当たりの人数を要する。
- ⑬ 量は申請に即した人数とすればよい。
- ⑭ 申請の目的はどのようなか。
- ⑮ 既、定か今現在日や申請し内容は事実とおり記入すること。
- ⑯ 採掘等の掘出との関係はあるか。
- ⑰ 作業中は作業上の問題であり合理的な量に増減の変更が趣旨であり、直轄関係はない。
- ⑱ 承認申請期間はどの程度か。
- ⑲ 簡易な問題であれば一週間程度としたい。特に問題なければ一ヶ月内に申請してもらうとよいと思う。
- ⑳ 人数が作業別にそれぞれ超過した場合はどうするか。
- ㉑ 申請内容は承認されたとき申請すること。
- ㉒ 作業開始は何日以上の承認申請の対象となるか。
- ㉓ 7日でも対象になる。
- ㉔ 再承認は日数から起される場合は差支えないか。
- ㉕ 差支えない(江土坑等)。

(1) 承認申請の必要の有無

- A. ホーリングは申請する必要はあるか。
- ① ホーリングの申請は必要ない。

2. お進(片割)掘削は申請の必要があるか。

- ① 掘道、採掘、仕様の四作業に入らないものは申請の必要はない。

例の

左3片割を採掘している場合、次の3片割の掘削は申請の必要はない。但し採掘機等を使うものはその該当する作業を申請する。

(2)

坑前に直接した掘削は採掘作業に見なす。

(3)

ゲート坑道を使用して掘削している場合、次のゲートに移行した場合の前でゲートとの間の非連続坑道の掘削は(1)に準じて取扱う。

3. 人員増減及び作業箇所の変更は申請が必要とするか。

- ① 申請を行うこと。
- 但し作業内容の区分により3ヶ月間に作業箇所の変更が承認されるものについては、承認される区分について各自承認申請書に記載しおけばよい。

4. 作業中の量量及び関係作業は申請の必要があるか。

- ① 承認の対象となる。
- ② 清さるる及びガランタは申請の必要があるかの対象外である。
- ③ ゲート坑道に於けるコンベヤー関係は申請の必要があるか。
- ④ 工作とも見なし、申請の対象としない。
- ⑤ 採掘機等による掘削は関係はないが、その場合承認申請が必要とするか。
- ⑥ 緊急の場合は必要ない。その旨を申し出ること。申請の要否については、石炭事務所又は地産局の指示を受けること。

(2) 承認の有無

- ① 在籍者のない場合の採掘は承認されるか。
- ② 採掘、採掘等があれば申請すること。原則として承認する。
- ③ 次の準備のための掘削の撤収(コンベヤー等を含む)は承認されるか。
- ④ 原則として承認しない。
- ⑤ 短少型等の掘削でも承認基準は承認されるか。
- ⑥ 異なる。但し一割程度以上の撤収は採掘作業と認めらる。

B. 採掘作業関係

- ① 採掘は採掘承認されるか。

①原則としては認めぬが一部程度以上の全通にわたる場合の本線、
残存の枕元等撤収作業に伴うものは認める。

②土砂元埋作業は(ヤマトでシガラ等)は承認されるか

③布設の手元作業は枕元作業として承認しない。封入に入れた機器が設
置できない運搬等は差支えない。

④広がり掘進は承認されるか

⑤採炭作業として承認しない

C 掘進分岐関係

(1)承認申請の必要の有無

①撤収等と採炭部併用掘進の掘進作業を免さずする場合はその掘進は
認められるか

②取掘り作業等の免れを要する場合は申請の必要はないか。但し初期と
後者のための掘進作業は申請とする。両方共用は一般の基準と同様である。

③排水設備及びベントの新設は申請の必要があるか

④排水設備は対象が不十分。スラッグは掘進とみなす。

(2)承認の有無

①巻揚の掘進は(掘石又は掘炭)承認されるか

②掘進に連する作業は認め所則として承認する。

③片盤掘進の掘進はすべて認められるか

④掘進掘進は承認出来るがケーシング掘進は認めない。

(但し掘石及び天車地区の片方、及び炭の混合掘進の掘進は承認
する。向炭掘進工事の掘石以上の区域では掘石のみの掘進掘進の
掘進は検討の必要を要することがある。

⑤正寄出先到達までは全工事と掘進と認めるか

⑥片盤掘進等は認めない。但し掘石掘進は承認する。

D 運搬作業関係

①運搬作業はどの程度認められるか

②主要掘進運搬的のものは認めない。但し掘進、枕元、石炭等に
所隔するまでに工作関係等々の設置作業に伴うものは承認する。

③運搬は石炭のみか

④運搬するものを全と自含する。

E 仕掛作業関係

①掘進掘進に伴う仕掛関係は承認されるか

②原則として承認する。

③掘進の丁子巻は承認されるか

④承認する。

⑤掘進掘進の維持等のための保続は承認されるか

⑥仕様と認めぬ。ヤマト方面は申請の必要なし。

F 承認制度の運用通達中の(2)に規定する関係はどのように運用するか

①労働者や不足しているための諸君と使用する場合は互に条件、雇用、
事情の認定について

②同じに失業者はいるか適当な労働者が集まらない場合は問題
が発生するおそれのないもの(労働組合その他の機関)に限り承認の
対象とする。

(但し絶対数や地域等に不足している区域でも適当な労働者が集まる
ものは認めない。(例)一部程度以上の区域での掘進掘進の掘進
作業は認めない。)

石炭鉱業城内請負作業における

労働者供給事業の認定要件

34-8-13 労働省

請負契約により請負業者が請負作業を行う場合において、それが職業安定法の禁止する労働者供給事業に該当するか否かの判断の基準については、同法施行規則第4条第1項に定めるところであるが、石炭鉱業城内作業と請負契約により請負業者が請負作業を行う場合において、それが同法同項に定める基準に該当するか否かには、次の各号のすべての条件に適合するものであるか否かによつて認定するものとする。

1. 請負業者が請負作業の完遂に付する事業運転資金その他の必要経費を自己の責任で繰越支拂し、かつ、請負契約の締結に伴い生ずる請負業者としての法律上の義務の履行について責任を負うものであること。

右の場合において、請負業者が「必要経費を自己の責任で繰越支拂し」又は「法定の義務の履行について責任を負う」ものであるか否かの認定は、単に契約上の請負業者であることと事業によつて判断すべきでなく、その責任を負う能力があるかどうかを契約内容と請負業者の企業体としての能力、すなわち、資金、機械設備等の整備状況、従来の事業実績等について総合的に判断すべきこと。

2. 請負業者が請負作業に従事する労働者も自己の責任において、(その雇用者をして指揮監督せしめる場合を含む。)自営上及び作業上指揮監督すること、すなわち、労働者の指示、所属、給与、労務時間、職務配属等に関する一般的労働管理に關する事項及び仕事割り付け、順序、技術指導等直接作業の遂行に關

連する事項について指揮監督する者と(鉱山保安法第11条に基づき石炭鉱山における鉱山管理上の指揮監督は含まない。)

3. 請負業者が請負作業に従事する労働者に對し、労務基準法、労働組合法、労働者災害補償保障法、失業保険法、健康保険法等に規定する使用者としての義務を負うものであること。

右の場合において、請負業者が「義務を負うもの」であるか否かの認定は、当該請負業者が単に形式上義務を負うべき立場にあることのみをもつて判断すべきでなく、義務履行に對する欲意やその履行状況、労働管理等から総合的に判断すべきこと。

4. 請負業者が、自己の責任と負担において、請負作業の機軸力となる機軸器具、設備及び材料(業務上必要なる簡単な工具を除く。)並びに請負作業に必要な材料、資材を準備・調達して使用しているものであるか、又は企画(作業の遂行に必要な計画又は配分)、すなわち計画、組織、設計、組織の作成等)若しくは専門的な技術(作業の遂行に必要な専門的な工法上の技術、すなわち適宜等簡便な知識を有する技術者によつて行なわれる技術監督、検査等の技術)若しくは専門的な経験(長年の経験に基きにより習得した専門的技能を有する者が作業の遂行について発揮する専門的な工法上の経験)を必要とする作業を行なうものであること。

右の場合において「企業若しくは専門的な技術若しくは経験を必要とする城内作業」としては、坑内掘削工事等の掘削工事、あらかじめ設計された仕様に基づく掘削(掘削軌道を含む。)の掘削作業、坑道の追加工事(掘削を含む。)坑道の拡張が終了した場合の軌道における支援、軌道、エン

プレス、コンベヤー、ポンプ等の施設、搬送を徴収する作業、建築業、機械修繕業、電気工事等坑内における施設、機械について特殊な技術
を必要とする設置、移動、除去又は修理の作業、試掘機等による地下
土層、水脈、地質等の調査の作業等が一般的にはこれに該当すると解
されるが、坑内における掘削作業、気圧位の採炭作業又は気において
採炭業者若しくは副採炭業者の雇用労働者と混在して行ひた採炭作業
（同一番号の場合に包括、番号を併にする場合を含む。）等は、一
般的には「企画若しくは専門的な技術若しくは専門的な経験」を必
要とする作業には該当しないと解されること。

20. _____

	3天							2天					計
	孫成	張進	任孫	連搬	搬運	大工	保昌	孫	楊方	賴天	孫	計	
上海八坑	4		3	1	4	3	2	17	1	8	9	26	
田一坑	2		4	1		2	1	10	1	3	4	14	
組 計	6		7	2	4	5	3	27	2	11	13	40	
手海八坑	2		1				1	4				4	
烏連搬										4	4	4	
組 計	2		1				1	4		4	4	8	
藤坑不賊口										10	10	10	
烏連搬										6	6	6	
組 計										16	16	16	
通連搬										5	5	5	
計	8		8	2	4	5	4	31	2	36	38	69	
8. 40. 1. 19. 5. 11. 飯塚石炭平2所 報告 (電話)													



請負夫使用の承認書

共同石炭鉱業(株)

日吉鉱業所 鉱業代理人

梅田義雄殿

39福通炭業 236号

昭和39年8月15日

福岡通商産業局長

琴坂 章



石炭鉱業合組化臨時措置法オスター条の規定により

昭和39年7月31日申請のあった福通 採炭オ

1278号に際る 日吉 炭鉱 海軍ハル 日吉一坑における請負

夫の使用は下記のとおり承認する。

記

1. 請負作業の種類 採炭、仕繰運搬... 日吉一坑
2. 作業の場所 海軍ハル一海軍右=地
3. 請負作業に従事する人員 日吉一坑... 本町 採炭部
採炭4人 採炭スス仕繰4人 運搬1人
4. 請負作業の期間

採炭

採炭

仕繰

運搬

昭和39年8月15日より6ヶ月

(昭和40年2月14日迄)

国食央使用承認申請書

整理番号

受理年月日

昭和^六年^七月^六日

福岡道庁産業局長

琴 根 重 幸 殿

申請者 共同石灰炭礦株式会社日吉炭礦所

炭礦代理人 梅 田 義 雄

住 所 福岡県高橋郡高橋町大字才田^二三^六番地

石灰炭礦合理化臨時措置決第^五条の^二の規定により下記の
とおり国食央の使用の承認を受けたいので申請します。

記

- 1 炭礦権者または租炭権者の氏名または名称
共同石灰炭礦株式会社
- 2 炭礦権または租炭権の登録番号
福岡県採掘権登録第^一三^七号
- 3 炭区または租炭区の所在地
福岡県高橋郡高橋町、高橋町、山田市
- 4 石灰炭山および石灰炭の名称
日吉炭 一海軍八尺炭、日吉一炭

3 體食突に従事せようとする作業の種類および場所

作業種類	場 所	備 考
海軍八尺坑 掘 進	河部 右二片延 七間八尺層より河部 八尺層への掘入掘進	燐石の採炭掘進坑道
日吉一坑 採 炭 仕 組 運 搬 貯 蓄	本 坑 炭 柱 本 坑 炭 柱 本 坑 炭 柱 本 坑 炭 柱 本 坑 炭 柱	当坑口の主要掘進坑道が 終結したので掘取作業の 実施に伴う本坑炭柱列の 掘進作業

4 體食突に従事せようとする期間

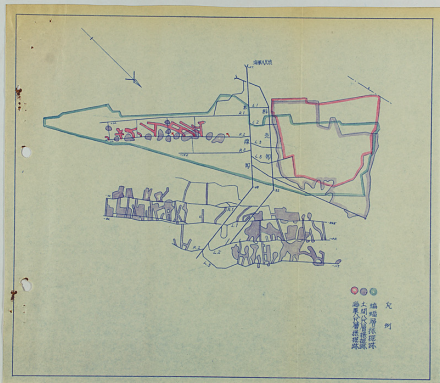
昭和37年2月12日より昭和38年2月10日迄の
4ヶ月間

5 3の作業に従事せようとする體食突の人数

作 業 種 別	人 員
海軍八尺坑 掘 進	2
日吉一坑 採 炭	2
仕 組	2
運 搬	2
貯 蓄	2
合 計	10

注

以上の日吉一坑及海軍八尺坑の両坑は37年2月12日附
37年度炭炭票第37号にて承認する作業の種類及び期間延
長を申請する。

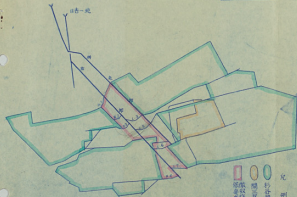


繪圖層位
大開山
海軍碼頭



日吉一坑坑內圖

縮尺 3000分=1



凡
例
○ 砂土層通線路
● 砂土層通線路
○ 砂土層通線路
● 砂土層通線路

請負夫承認申請に係る届申書

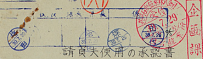
1. 国産名および石炭産名		日吉炭坑 海軍八咫町 日吉一坑						
2. 産産業者または製炭業者名		共立石炭炭産株式会社						
3. 産産の出炭状況		全 出炭 トン	1	2	3	4	5	6
		12,520	10,065	10,056	10,050	12,500	10,042	
4. 産産の出炭状況	作業期	現在使用中の請負夫数(A)	承 取 有 無	現在の出炭数(B)	今期申請の出炭数(C)	出炭大数(D)	計出炭大数(E)	出炭大数(F)
								(C-D)
炭産	炭産	10	有	60	4	10	117	7.7
	炭産							
炭産	炭産	2	有	121	2	2	127	1.6
	炭産							
炭産	炭産	1	有	20	1	1	16	6.9
	炭産							
炭産	炭産	8	有	114	4	3	60	11.3
	炭産							
炭産	炭産	9	有	61		9	71	11.0
	炭産							
炭産	炭産	30	有	262	11	30	404	6.9
	炭産							
炭産	炭産	8	有	261		8	266	2.9
	炭産							

5. 今期産炭を認用する産炭と以後の請負作定の見直しおよびこれに対する石炭事務所の見解								
6. 最近6ヶ月間の坑内労働者数状況		全 入 出 別 トン	1	2	3	4	5	6
		入	7	9	6	9	4	8
		出	10	14	14	6	4	2
		入 出 別 トン	1	2	3	4	5	6
7. (1) 申請炭産において	炭産	炭産	10	10	14	6	11	2
	炭産	炭産	13	14	6	7	6	6
炭産	炭産	計	21	20	19	12	10	7
	炭産	炭産	1	2	3	4	5	6
(2) 関係炭産において	炭産	炭産	21	20	19	12	10	7
	炭産	炭産	25	20	12	27	16	18
炭産	炭産	計	46	40	31	39	26	25
	炭産							
(3) 関係炭産において								
8. その他重要事項								

注 4 第3欄は炭が承認された場合の出炭大数である。

4 第4欄は炭が承認された場合の出炭大数である。

昭和 29



請負夫使用の承認書

共同石炭鉱業(株)

日吉石炭業所 鉱業代理人

39福産炭業斗 211 号

昭和29年7月23日

梅田義雄 殿

福岡県産業局

琴坂重



石炭鉱業合規化臨時措置法第57条の2の規定に

昭和29年7月8日申請のあった新開炭産出

1278号に係る日吉炭鉱産出ハズ炭における請負

夫の使用は下記のとおり承認する。

記

1. 請負作業の種類 仕繰
2. 作業の場所 本所 排炭部
3. 請負作業に従事する人員 4人
4. 請負作業の期間 昭和29年7月27日より
昭和29年10月26日まで

請買夫使用の承認書

共同石炭鉱業(株)
日台鉱業所 経営代理人

37箱通炭業計 210 号

昭和 37 年 7 月 23 日

梅田義雄 殿

福岡通商産業局長

琴坂重幸

石炭鉱業合理化臨時措置法第 57 条の 2 の規定により

昭和 39 年 7 月 8 日申請のあった福岡県 株 登 計

1278号に係る 日 台 炭鉱海軍入炭坑における請買

夫の使用は下記のとおり承認する。

記

1. 請買作業の種類 掘進
2. 作業の場所 新井市一ツ木山(新八里入延)
3. 請買作業に従事する人員 6人
4. 請買作業の期間 承認の日より6ヶ月

請負代使用承認申請書

整理番号

受理年月日

昭和37年7月5日

福岡県南産局長

呼 賀 重 華 殿

申請者 共同石灰炭酸株式会社日産炭酸所

炭酸代理人 楠 田 義 雄

住 所 福岡県高橋郡相模町大字才田426番地

石灰炭酸令産化臨時措置法第17条の2の炭酸により下記の
とおり請負代の使用の承認を受けたいので申請します。

記

- 1 炭酸組合または炭酸組合の氏名または名称
共同石灰炭酸株式会社
- 2 炭酸組合または炭酸組合の登録番号
福岡県登録商標登録第1274号
- 3 炭酸区または炭酸区の所在地
福岡県高橋郡相模町、高橋町、山田市
- 4 石灰炭酸および石灰炭酸の名称
日産炭酸 御草八尺炭

エ 請負失に従事せようとする作業の種類および場所

作業の種類	場 所	備 考
仕掛作業	本館 許気部	

ム 請負失に従事せようとする期間

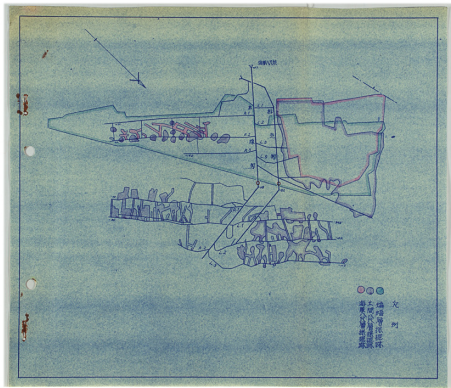
昭和ヨナ年ヲ月ヨナ日より昭和ヨナ年ノ月ヨナ日
迄のヨケ月

ヌ ヌの作業に従事せようとする請負失の人数

仕掛作業 ヌ 人

備考

第ノヨナ年ノ月ヨナ日附ヨナ福選炭業部ヨナ号
第ヨナ年ノ月ヨナ日附ヨナ福選炭業部ノヨナ号
にて承認する作業の継続の為、期間延長を申請する。



・請負夫承認申請に係る届申書

・ 請負夫承認申請に係る届申書							
1. 炭鉱名および石炭坑名		日有炭坑 港東ハセ坑					
2. 鉱業権または採掘権者名		英和石炭鉱業株式会社					
3. 経路の出入状況		1	2	3	4	5	6
		2,320	10,265	20,276	14,072	12,500	14,262
作業中現在使用中の請負夫数A		休有	現在の大常勤大数B	今現在の請負夫数C	計常勤大数D	比率(C/D)	
4. 掘進	10	左	53		10	117	7.9
掘炭	2	左	121		2	127	1.6
運搬	1	左	23		1	16	6.9
使用材料	5	有	114	純続	4	68	11.3
その他坑内作業	9	左	51		9	71	11.3
坑内小計	20	有	262	純続	4	404	6.9
坑外作業	8	左	261		8	266	2.9

5. 今回請負夫を使用する掘 山と以後の当分作業の見 通しおよびこれに対する 石炭生産量の見通し	<table border="1"> <tr> <td>月別</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td> </tr> <tr> <td>掘入</td><td>7</td><td>9</td><td>4</td><td>9</td><td>11</td><td>8</td> </tr> <tr> <td>選取</td><td>18</td><td>14</td><td>14</td><td>8</td><td>14</td><td>2</td> </tr> </table>						月別	1	2	3	4	5	6	掘入	7	9	4	9	11	8	選取	18	14	14	8	14	2																																			
月別	1	2	3	4	5	6																																																								
掘入	7	9	4	9	11	8																																																								
選取	18	14	14	8	14	2																																																								
6. 過去6ヶ月間の坑内労働 者雇用状況 (労働者数動員状況)	<table border="1"> <tr> <td>月別</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td> </tr> <tr> <td>坑内大</td><td>18</td><td>14</td><td>14</td><td>8</td><td>14</td><td>2</td> </tr> <tr> <td>坑内小</td><td>13</td><td>14</td><td>5</td><td>7</td><td>6</td><td>6</td> </tr> <tr> <td>計</td><td>31</td><td>28</td><td>19</td><td>12</td><td>10</td><td>7</td> </tr> <tr> <td>月別</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td> </tr> <tr> <td>正社員</td><td>21</td><td>23</td><td>19</td><td>12</td><td>10</td><td>7</td> </tr> <tr> <td>パート</td><td>10</td><td>5</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td> </tr> <tr> <td>計</td><td>31</td><td>28</td><td>19</td><td>12</td><td>10</td><td>7</td> </tr> </table>						月別	1	2	3	4	5	6	坑内大	18	14	14	8	14	2	坑内小	13	14	5	7	6	6	計	31	28	19	12	10	7	月別	1	2	3	4	5	6	正社員	21	23	19	12	10	7	パート	10	5	0	0	0	0	計	31	28	19	12	10	7
月別	1	2	3	4	5	6																																																								
坑内大	18	14	14	8	14	2																																																								
坑内小	13	14	5	7	6	6																																																								
計	31	28	19	12	10	7																																																								
月別	1	2	3	4	5	6																																																								
正社員	21	23	19	12	10	7																																																								
パート	10	5	0	0	0	0																																																								
計	31	28	19	12	10	7																																																								
7. (1) 申請炭鉱において																																																														
(2) 関係企業において																																																														
(3) この地区において																																																														
8. その他関係事項																																																														

注 4 項の欄は30が承認された場合の常勤員大数である。

4 項B欄は30が承認された場合の常勤大数である。

糧食供用承諾申請書

登録番号	
受理年月日	

昭和27年7月8日

福岡道庁農務局長

専 任 重 申 設

申請者 共同石灰炭礦株式会社日吉炭礦所

炭礦代理人 梅田 鶴雄

住 所 福岡県高橋郡高橋町大字才田224番地

石灰炭業合理化臨時措置法第27条の2の規定により下記の
とおり糧食供用の承諾を受けたいので申請します。

記

- 1 炭礦事業者または租賦権者の氏名または名称
共同石灰炭礦株式会社
- 2 炭礦事業者または租賦権者の登録番号
福岡県採炭権登録第1274号
- 3 炭区または租賦区の所在地
福岡県高橋郡高橋町、高橋町、山田市
- 4 石灰炭山および石灰炭の名称
日吉炭 海軍八尺炭

エ 慰食災に従事せようとする作業の種類および場所

作業の種類	場 所	備 考
調査作業	左二片 左一片及右一片紙 御八巻入紙	御石の標取 御 道 奥 道

イ 慰食災に従事せようとする期間

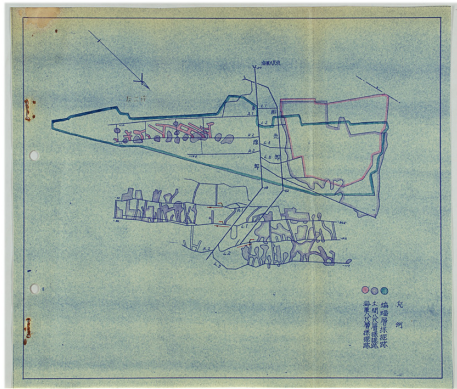
昭和ヨナ年ナ月ヨロ日より昭和ニロ年ノ月ノナ日迄の
ニヶ月間

ロ ヌの作業に従事せようとする慰食災の人数

調査作業 ニ人

備 考

ヨナ年ノ月ヨロ日附ヨナ福選炭銀第ヨロ号にて承認
する作業の総額の為期間延長を申請する。



請負失承認申請に係る開申書

1. 炭鉱名および石炭坑名		日吉炭坑 海軍八八坑																			
2. 監理機関または相監理者名		大同石炭鉱業株式会社																			
3. 最近の出炭状況		<table border="1"> <tr> <th>月別出炭数</th> <th>1</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4</th> <th>5</th> <th>6</th> </tr> <tr> <td>1940</td> <td>19,440</td> <td>17,076</td> <td>17,076</td> <td>14,076</td> <td>12,576</td> <td>14,076</td> </tr> </table>						月別出炭数	1	2	3	4	5	6	1940	19,440	17,076	17,076	14,076	12,576	14,076
月別出炭数	1	2	3	4	5	6															
1940	19,440	17,076	17,076	14,076	12,576	14,076															
4. 請負失承認申請に係る状況	作業場 に於ける 請負失承認 状況	有 無	最近の 常務大数	今回事業 の請負失承認 大数	常務大数 計	請負失承認 大数	請負失承認 率 (%)														
	開 採	有	53	6	10	117	7.9														
請負失承認申請に係る状況	採 炭	有	121		2	137	16														
	炭 産 出	有	22		1	16	5.9														
請負失承認申請に係る状況	仕 業	有	114		9	69	11.3														
	その他 坑内作業	有	51		9	71	11.3														
請負失承認申請に係る状況	坑内小計	有	262	6	30	404	6.9														
	坑外作業	有	261		8	266	2.9														

5. 今回請負失を利用する理由
由り労働の請負作業の見
通しおよびこれに対する
石炭事務所の見解

6. 最近6ヶ月間の坑内労働
者雇用状況
(労働者要請状況)

7. (1) 申請炭鉱において

坑内労働者

坑外労働者

(2) 関係企業において

正社員

パートタイム労働者

注 4 坑内労働者が承認された場合の総請負失大数である。

4 坑外労働者が承認された場合の常務大数である。

1. 1980.12.14
 2. 1980.12.14
 3. 1980.12.14
 4. 1980.12.14
 5. 1980.12.14
 6. 1980.12.14
 7. 1980.12.14
 8. 1980.12.14
 9. 1980.12.14
 10. 1980.12.14
 11. 1980.12.14
 12. 1980.12.14
 13. 1980.12.14
 14. 1980.12.14
 15. 1980.12.14
 16. 1980.12.14
 17. 1980.12.14
 18. 1980.12.14
 19. 1980.12.14
 20. 1980.12.14
 21. 1980.12.14
 22. 1980.12.14
 23. 1980.12.14
 24. 1980.12.14
 25. 1980.12.14
 26. 1980.12.14
 27. 1980.12.14
 28. 1980.12.14
 29. 1980.12.14
 30. 1980.12.14
 31. 1980.12.14
 32. 1980.12.14
 33. 1980.12.14
 34. 1980.12.14
 35. 1980.12.14
 36. 1980.12.14
 37. 1980.12.14
 38. 1980.12.14
 39. 1980.12.14
 40. 1980.12.14
 41. 1980.12.14
 42. 1980.12.14
 43. 1980.12.14
 44. 1980.12.14
 45. 1980.12.14
 46. 1980.12.14
 47. 1980.12.14
 48. 1980.12.14
 49. 1980.12.14
 50. 1980.12.14
 51. 1980.12.14
 52. 1980.12.14
 53. 1980.12.14
 54. 1980.12.14
 55. 1980.12.14
 56. 1980.12.14
 57. 1980.12.14
 58. 1980.12.14
 59. 1980.12.14
 60. 1980.12.14
 61. 1980.12.14
 62. 1980.12.14
 63. 1980.12.14
 64. 1980.12.14
 65. 1980.12.14
 66. 1980.12.14
 67. 1980.12.14
 68. 1980.12.14
 69. 1980.12.14
 70. 1980.12.14
 71. 1980.12.14
 72. 1980.12.14
 73. 1980.12.14
 74. 1980.12.14
 75. 1980.12.14
 76. 1980.12.14
 77. 1980.12.14
 78. 1980.12.14
 79. 1980.12.14
 80. 1980.12.14
 81. 1980.12.14
 82. 1980.12.14
 83. 1980.12.14
 84. 1980.12.14
 85. 1980.12.14
 86. 1980.12.14
 87. 1980.12.14
 88. 1980.12.14
 89. 1980.12.14
 90. 1980.12.14
 91. 1980.12.14
 92. 1980.12.14
 93. 1980.12.14
 94. 1980.12.14
 95. 1980.12.14
 96. 1980.12.14
 97. 1980.12.14
 98. 1980.12.14
 99. 1980.12.14
 100. 1980.12.14

日付 昭和 39 年 2 月 14 日

社名 昭和炭産 株式会社

場所 山形県 酒田 市 山形 町 1 丁目 1 番 1 号

業種 炭産業

申請 昭和 39 年 2 月 14 日

承認 昭和 39 年 2 月 14 日

図 押

請買夫使用の承認書

日付 昭和 39 年 2 月 14 日

山形炭産 77 号

昭和 39 年 2 月 14 日

山形炭産 株式会社 代表取締役

山形県産業局長

石炭鉱業合理化臨時措置法第 57 条の 2 の規定により
昭和 37 年 1 月 15 日申請のあった山形炭産 株式会社
127 号に於ける日付 炭産 1 号における請買
夫の使用は下記のとおり承認する。

記

1. 請買作業の種類 掘進、採炭、仕舞、運搬
2. 作業の場所 掘進（127 号）右の炭産
採炭、仕舞、運搬へ一坑
3. 請買作業に従事する人員 掘進 4 名
採炭 2 名
仕舞 4 名
運搬 1 名
4. 請買作業の期間

承認 昭和 39 年 2 月 14 日

請負火使用承認申請書

×監理番号

×受理年月日

昭和27年1月1日

福岡港商船局長

平 賀 重 幸 殿

申請者 共同石灰炭株式会社日吉炭礦所

炭礦代理人 梅 田 鶴 雄

住 所 福岡縣基郡船越町大字才田226番地

石灰炭聯合堆化臨時措置決断27条の2の規程により下記のとおり請負火の使用の承認を受けたいので申請します。

記

- 1 炭礦指または石灰炭指の氏名または名称
共同石灰炭株式会社
- 2 炭礦指または石灰炭指の登録番号
福岡縣炭礦登録部1478号
- 3 炭区または石灰炭区の所在地
福岡縣基郡船越町、基越町、山田市
- 4 石灰炭山および石灰炭の名称
日吉炭 海軍八尺炭

3 闘食犬に従事しようとする作業の種類および場所

作業の種類	場 所	備 考
掘通作業	河部 右二片岳 (土間八尺厚より掘 通八尺厚への掘入開始)	爆石の掘通掘通 坑道

4 闘食犬に従事させようとする期間

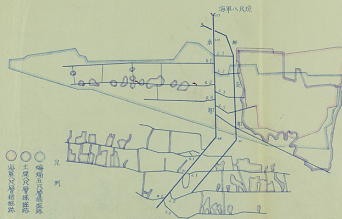
昭和27年2月1日より昭和27年7月末日迄

5 3の作業に従事させようとする闘食犬の人数

作業の種類	人 数	備 考
掘通作業	2人	

海軍八尺放 放内圖

8 1/2 300



- 海軍八尺放
- 土庫及軍庫
- 砲臺及砲臺

請負失使用承認申請書

×基理番号	
×受理年月日	

昭和 27 年 1 月 1 日

福岡道南産業局長

琴 沢 重 幸 殿

申請者 共同石灰炭業株式会社日吉炭礦所

炭業代理人 梅 田 義 雄

住 所 福岡県高橋郡福徳町大字才田 222 番地

石灰炭業合理化臨時措置法第 27 条の 2 の規程により下記の

とおり請負失の使用の承認を受けたので申請します。

記

- 1 炭業組合または組合炭業の氏名または名称
共同石灰炭業株式会社
- 2 炭業組合または組合炭業の登録番号
福岡県採掘権登録第 1272 号
- 3 鉱区または組合炭業の所在地
福岡県高橋郡福徳町、高橋町、山田市
- 4 石灰炭山および石灰坑の名称
日吉炭業 一 坑

3 請負夫に従事せようとする作業の種類および場所

作業の種類	場 所	備 考
採炭作業	本願炭柱	当坑口の主要採掘区 域が終出したので掘 取作業を廃止に伴う 本願炭柱引の関連作 業
仕替作業	本願及跡地部	
運搬作業	本 館	

4 請負夫に従事せようとする期間

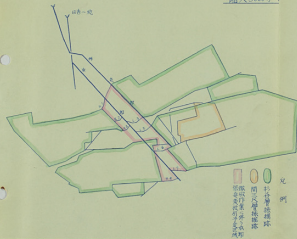
昭和37年4月1日より 昭和37年7月末日

5 3の作業に従事せようとする請負夫の人数

作業の種類	人 数	備 考
採炭作業	2 人	
仕替作業	2 人	
運搬作業	1 人	

日吉一坊境内圖

縮尺 3000 分 = 1



請負夫承認申請に係る副申書

- | | | | |
|----------------|------------|-----|------|
| 1. 與該名知事及石炭坑名 | 日吉炭坑 | 一 塊 | 面積八坪 |
| 2. 與該礦者及江刺炭坑者名 | 共同石炭坑業株式會社 | | |
| 3. 與該石炭坑業株式會社 | 石炭坑業株式會社 | 2 坪 | 2 坪 |

作業の品別収支		出荷を収		12/105	12/102	12/107	12/103	12/107	12/109
作業別	現在使用している 器具大数	収 入 の 数	出 荷 の 数	現在の出 荷物大数	今期出荷 の荷物大数 (個)	計 算 出 荷 の 数	去 年 出 荷 の 数	常 規 大 数	平均 比 率 (%)
全	組 造	6	-	110	9	10	112	22	1.1
期	探 取	2	-	127	2	2	121	27	1.1
負	運 搬	1	-	16	1	2	17	10.5	1.1
大	仕 配	8	-	72	4	12	47	15.2	1.1
使	材 質 内作業	7	-	61	3	12	27	3.2	1.1
用	組 造 内作業	26	-	491	19	40	466	19.0	1.1
飲	材 質 内作業	18	-	216	0	15	216	5.3	1.1

5. 今回調査大を使用する理
由と今後の調査作業の見
通しおよびこれに対する
石岡事務所の見解

原	1.5	2	2	10	11	12
入	2	7.0	2		8	1
退	1		2	2	10	4
出	7.5	2	2	2.0	11	12
内	1.5	2	2		10	4
出	2	2	2	2	8	2
計	1.5	10	1.6	1.9	2.5	2
原	7.5	2	2	1.0	11	12
出	1.0	1.5	1.6	1.9	1.5	2
出	2	2	2.0	1.8	1.0	1.5
計	1.7	1.9	2.6	2.0	2.3	2.5

注 4. 項取額は国が承認された場合の通常支払数である。
4. 項取額は国が承認された場合の通常支払数である。

請負夫使用の承認書

日吉炭鉱
鉱主代表人

何月兼雄 殿

37年度炭業斗 29 号

昭和 37 年 1 月 20 日

福岡通商産業局長

琴坂重幸



石炭鉱業合理化臨時措置法第 57 条の 2 の規定により

昭和 38 年 12 月 24 日申請のあった箱根 特登斗

107 号に係る 日吉 炭鉱 支店 における請負

夫の使用は下記のとおり承認する。

記

1. 請負作業の種類 採炭, 仕掛, 運搬
2. 作業の場所 石岐, 11 新, 10 新, 運木町
3. 請負作業に従事する人員 採 2 名, 11 2 名, 運 1 名
4. 請負作業の期間 承認 2 月 11 日 6 月

請負夫承認申請に係る届申書

1. 炭産名および石炭産名	日吉炭産 日吉一炭																	
2. 炭産業者または割取権者名	炭産業者 日吉炭産株式会社																	
3. 最近の出炭状況	<table border="1"> <tr> <th>月別出炭量</th> <th>8</th> <th>9</th> <th>10</th> <th>11</th> <th>12</th> </tr> <tr> <td>出炭量</td> <td>11,864</td> <td>12,228</td> <td>14,670</td> <td>12,909</td> <td>14,122</td> </tr> </table>						月別出炭量	8	9	10	11	12	出炭量	11,864	12,228	14,670	12,909	14,122
月別出炭量	8	9	10	11	12													
出炭量	11,864	12,228	14,670	12,909	14,122													
4. 請負夫状況	作業別	現在使用中の請負夫数(人)	承認の有無	現在使用中の常備夫数	今回申請中の請負夫数(人)	計 常備夫数												
掘 進		有	115			120												
崩 落	8	有	126	継続	2	8												
夫 運 搬	2	有	16	継続	1	2												
使 用 仕 具	8	有	60	継続	4	8												
状 態	その他	有	69	継続	3	13												
内 務 作 業	13	有				63												
坑内小計	31	有	376	継続	10	31												
坑外作業	13		245		13	249												

今回請負夫を使用する理由と以後の請負作業の見通しおよびこれに対する石炭事所の意見

最近6ヶ月間の坑内労働者雇用状況
(労働者変動状況)

(1) 申請炭産において

(2) 関係企業において

(3) その他地区において

5. その他特記事項

注 4 項目欄は数が承認された場合の経請負夫数である。

4 項目欄は数が承認された場合の常備夫数である。